

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
4月27日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 国土調査の指定(政策企画課).....
  - 救急病院の認定(医療政策課).....
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....
  - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....
- 公告
  - 特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課).....
  - 家畜商講習会の開催(ぶちうまやまぐち推進課).....
  - 土地改良区役員の届出(農村整備課).....
  - 公共測量の実施の終了(監理課).....
  - 建築士の免許の取消し(建築指導課).....
  - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....
- 雑報
  - 県報の正誤(平成三十年四月十三日山口県公告(七四)).....



### 山口県告示第百八十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査の指定をした。

平成三十年四月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 地籍調査を行う者の名称  
下関市及び平生町
- 二 調査地域  
下関市彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町四丁目、彦島江の浦町五丁目、彦島江の浦町六丁目、彦島江の浦町七丁目及び彦島江の浦町八丁目  
熊毛郡平生町大字平生町及び大字平生村
- 三 調査期間  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 指定の年月日  
平成三十年四月一日

### 山口県告示第百八十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年四月二十七日

名称	所在地	認定が効力を有する期限
独立行政法人国立病院 機構専門医療センター	下関市長府外浦町一番一号	平成三三、四、一四

### 山口県告示第百八十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和五十八年山口県告示第百二十七号)の一部を次のように改正する。

平成三十年四月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 二 区域の範囲  
芝原地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域

市名	防府市	大字名	野島	字名	大山	地番	六〇九 二五二第一 二五二第二 六一一の二 六一一の二 六一九 六二七の一 六二六 五六三 五七三の二 六一七	標柱番号	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号 九号 十号 十一号
----	-----	-----	----	----	----	----	---	------	---

山口県告示第百八十五号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成三十年四月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中

防府交通安全全協  
会会長 兼 重信 夫

を

防府交通安全全協  
会会長 齊藤 旭

に改める。



(九四) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供しま

す。

平成三十年四月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 特別保護地区の名称  
根笠鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域  
根笠鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二ヘクタール)
- 三 特別保護地区の存続期間  
平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案
  - (一) 特別保護地区の区分
    - 一 特別保護地区の名称  
千坊大峯鳥獣保護区特別保護地区
    - 二 特別保護地区の区域  
千坊大峯鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 四二ヘクタール)
    - 三 特別保護地区の存続期間  
平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで
    - 四 特別保護地区の保護に関する指針の案
      - (一) 特別保護地区の区分
- 五 縦覧の期間  
平成三十年四月二十七日から同年五月十日まで
- 六 縦覧の場所  
山口県岩国農林水産事務所  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、メジロ、ウグイス、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年五月十日まで

六 縦覧の場所

山口県周南農林水産事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県周南農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

(九五) 家畜商講習会の開催

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

平成三十年四月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習の対象となる者

家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年六月二十六日(火曜日)及び同月二十七日(水曜日)の午前九時から午後五時まで

(二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁農林水産部二号会議室

三 講習の科目及び時間

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	四
家畜の品種及び特徴	四
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百八十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)を貼って、県内に居住する者にあつてはその者の住所を所管する農林水産事務所又は農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―)山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課に提出すること。

五 受講願書の提出期限

平成三十年五月二十一日(月曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課(電話〇八三―九三三―三三九五)又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所畜産部にすること。

(九六) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成三十年四月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏 名 住 所

下関市豊北町農地開発 理事 杉井 正剛 下関市豊北町大字田耕九二一  
土地改良区 監事 永岡 学 豊北町大字滝部二二六九

〃 〃 佐々木 磯 址 〃 〃 三七五四の六

〃 〃 末田 利美 〃 〃 〃 一六六六

〃 〃 松田 清 〃 〃 〃 一一〇一の一

〃 〃 白石 隆雄 〃 〃 〃 豊北町大字阿川一二八八

〃 〃 河田征四郎 〃 〃 〃 豊北町大字北宇賀二八九〇

〃 〃 藤田 芳幸 〃 〃 〃 豊北町大字滝部三二一三の一

二 退任した役員



二

上

一〇

下関市大和町二丁目一四番二号

下関市大和町二丁目一四の二

平成三十年四月二十七日印刷  
平成三十年四月二十七日印刷

發行所

山口県知事